

## 吹田市商工業振興対策協議会設置要領

(目的)

第1条 本市の商工業の振興に関する事項について必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市商工業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 協議会において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 商工業の振興を図るうえで当面する課題に関する事項
- (2) その他商工業の振興に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、委員14名以内をもって構成する。ただし、必要に応じて特別委員を置くことができる。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業関係者
- (3) 消費者団体関係者
- (4) 公募市民

3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は再度選任することができる。

5 特別委員の選任期間は、当該協議の期間中とする。

6 協議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市魅力部地域経済振興室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の構成及び運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。